

- ※ **対象外とする評価項目、評価基準、配点表については網掛けすること。**
 - ・試行工事のうち、本配点表は
 - 1)技術者育成型(若手:緩和)、(若手:同等評価)、(若手:緩和+年齢評価)
 - 2)地元企業評価審査型
 - 3)地元企業評価審査型(若手:緩和)、(若手:同等評価)、(若手:緩和+年齢評価)
 - 4)ICT活用工事
 に適用する。
 - ・II型は、工事難易度Iの2.5億円未満で施工計画を求めて企業の能力を評価する必要がない工事。
 - ・I型①は、工事難易度II以上で監理能力をヒアリングで確認する必要がない工事。施工計画(施工監理能力の確認)を求めて評価する。
 - ・I型②は、工事難易度III以上の2.5億円以上で、必要がある場合に監理能力をヒアリングで確認する工事。**(「試行」技術者育成型(若手:緩和)、(若手:同等評価)、(若手:緩和+年齢評価)において、I型②は対象外)**
- ※1 **より同種の設定は、工事毎に工事内容により適宜設定すること。(企業、技術者)【「より同種」を判断する工種内容について、入札説明書に記載する】**
 - ・I型②はヒアリングの結果により、技術者の同種工事実績の点数にヒアリング係数を乗じる。
 - ・企業の「より同種」は、共同企業体の場合、代表構成員の同種実績を評価の加点対象とする。
 - ・海外インフラプロジェクト技術者者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。**【農業部門は対象外】**
 - ・**(「試行」技術者育成型(若手:緩和)、(若手:緩和+年齢評価)の場合、配置予定技術者の「過去15年度の同種工事実績」、「北海道開発局発注工事の成績」、「北海道開発局長等優良工事表彰」を、(若手:同等評価)の場合、配置予定技術者の「北海道開発局発注工事の成績」、「北海道開発局長等優良工事表彰」を評価対象外とする。**
- ※2 北海道開発局長等優良工事表彰、i-Con奨励賞及びインフラDX大賞のいずれか高い得点を加点する。(令和4年度インフラDX大賞受賞決定日:令和5年2月28日、令和5年度インフラDX大賞受賞決定日:令和6年1月31日)
- ※3 基準日は8月1日。優良工事表彰、i-Con奨励賞及びインフラDX大賞との重複は不可。工事成績優秀企業と重複加点は可能。
- ※4 **NETIS登録技術の活用は、新技術促進のための評価項目で、有用な新技術を当該工事に適用する場合に評価する。**
 - ・評価対象技術は、技術区分の工法、材料、機械、製品、システムで推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術、活用促進技術(旧)、設計比較対象技術、少実績優良技術とする。(適用期間が終了している場合は対象外)
 - ・①関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)と②有用な新技術を当該工事へ適用する場合において、①と②で重複加点はしないが、①と②が同技術である場合は重複加点する。
 - ・ICT活用を評価する工事【施工者希望I型】においては、ICT活用の項目で評価対象となり得る技術について、「関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)」および「有用な新技術の活用」では加点対象としない。
 - ・「関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)」および「有用な新技術の活用」において、施工管理能力の確認(書面)に記載した内容については加点対象としない。
- ※5 **設定可能な工事(配置を評価する作業内容に対して、登録基幹技能者、建設マスター、技能士の3種類の資格で適合する職種がある場合)で原則評価項目とする。**
 - ・技能者等の活用は、元請け又は一次下請け企業が配置する者で講習修了証、頭章状等を有する者を評価する。主任(監理)技術者が技能者等である場合は評価対象としない。
 - ・技能士(2級、3級)及び現代の名工は加点対象としない。過去に建設マスターに表彰されている場合は、平成27年度から10年間評価の対象とする。
- ※6 「ICT活用評価対象工事」の場合のみ評価とする。
 - ・全ての施工プロセスの段階において、以下のICT施工技術全て活用する場合に加点する。**【3次元起工測量・3次元設計データ作成・ICT建設機械による施工・3次元出来形管理等の施工管理・3次元データの納品】**
 - ・**【農業部門】**では、情報化施工技術の活用(受注者希望型)の場合、競争参加資格確認資料の申請時において、次の①～⑤のいずれかを活用する表明があった場合、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき加点する(1点)。①UAV空中写真測量出来形管理技術 ②TLS出来形管理技術 ③UAVレーザー出来形管理技術 ④地上移動体搭載型LS出来形管理技術 ⑤ICT建設機械施工技術(起工測量、3次元設計データ作成、3次元データ納品は加点対象外、①～⑤以外の出来形管理技術は加点対象外)
- ※7 **地域要件が「管内本店」の場合、本店の所在地に関する配点はしない。**
 - ・II型及びI型①の概算額が1.0億円未満の工事は、事務所管内本店とする。
 - ・**その場合、【農業部門】**については、事務所管内を事業地区関係市町村及び事務(業)所所在市町村とする。
- ※8 評価項目は、国、地方自治体または公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動、防災活動、支援体制とする。
 - ・災害緊急活動とは、国、地方自治体または公共施設の管理団体が所有または管理している施設または場所に関する活動とし、出動待機、巡回、災害対策用機械の運搬など、直接的に現地の災害活動を伴わないものは対象外とする。なお、公共施設の管理団体とは、地方自治体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業共同組合、NEXCO等とする。また、活動実績が確認できる資料(新聞記事など)若しくは表彰状、感謝・礼状を添付すること。
 - ・防災活動とは、国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、備蓄等での防災に関する広報活動とする。参加証明書等や活動の実施状況(実施年月日を含む)が確認できる写真等を添付すること。
 - ・支援体制とは、本店・支店および営業所の社屋を除き、災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有、または災害対応時に利用可能な資機材の常時保有していることとし、災害活動時にリリースするものは対象外とする。保有状況を確認できる資料や施設等の図面、写真等を添付すること。
 - ・維持除雪工事等の本来の工事区間内、受注者として実施する災害対応については災害活動実績の対象外とする。
 - ・評価対象範囲は、帯広開発建設部管内での活動等とする。
 - ・災害緊急活動、防災活動の評価対象期間は、過去3年度以降から公告開始日時とする。
 - ・提出する活動内容は、災害緊急活動、防災活動、支援体制のいずれかできよく、重複加点はしない。
- ※9 **地元企業活用率(%)=地元企業下請活用額÷入札金額×100**
 - ※地元企業下請活用額:帯広開発建設部管内に本店を置く地元企業への1次下請発注予定額
 - (地元企業が元請の場合は、地元企業活用率を100%とする)
- ※10 一般土木工事及び建築工事のうち、A等級で発注する工事において**法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業について**加点する。
- ※11 海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰等と同様に評価する。
 - ・「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。**【農業部門は対象外】**
 - ・優良工事表彰の加点において、入札公告時点で参加企業に過去3年以上在籍していない者については加点しない。なお、在籍期間は連続していなければならない。また、資本経営が同じ親会社・子会社間の移籍においても加点しない。
- ※12 ICT活用を評価する工事【施工者希望I型】において、施工監理能力の確認(書面)にICT活用に関する項目が記載されていても加点対象としない(ICT活用については別記様式「ICT施工技術の活用(ICT活用工事)」に記載すること)。
 - ・「NETIS(新技術活用の原則義務化対象外の工事【農業部門・営繕】)」において、施工監理能力の確認(書面)にNETIS活用に関する項目が記載されていても加点対象としない(NETIS活用については別記様式「関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)および有用な技術の活用」に記載すること)。
 - ・**【農業部門】**での情報化施工技術活用工事において、情報化施工技術を活用する旨の技術提案があった場合は、その提案について評価対象から外す。
- ※13 記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記載がない場合は不可とする。不可の場合は、失格とする。
- ※14 説明が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。不可の場合は、失格とする。
- ※15 ヒアリング対象者は、資格・実績要件を満たす配置予定技術者の内、技術者の評価項目の評価値合計が最低の配置予定技術者とする。
 - ・ヒアリング終了後、ヒアリングによる評価係数を資格・実績要件を満たす配置予定技術者全員の同種工事実績に掛け、その結果、最低の配置予定技術者を評価する。
- ※16 標準項目計が38.5点以上の場合は3.0点を加点、38.5点未満の場合は2.0点、19.5点未満の場合は1.0点を加点する。

【減点の扱い】

減点項目	減点評価項目	評価基準	施工能力評価型		施工能力評価型		施工能力評価型		施工能力評価型	
			配点	満点	配点	満点	配点	満点	配点	満点
減点項目	直近3ヶ月の措置による減点	指名停止(1ヶ月超)	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5
	直近1ヶ月の措置による減点	指名停止(1ヶ月以下)	-1.5		-1.5		-1.5		-1.5	
		文書注意	-1.0	-1.5	-1.0	-1.5	-1.0	-1.5	-1.0	-1.5
		口頭注意	-0.5	重複無し	-0.5	重複無し	-0.5	重複無し	-0.5	重複無し
減点項目	過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた (低入札であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5		-0.5		-0.5		-0.5	
			(-1.0)		(-1.0)		(-1.0)		(-1.0)	
減点項目	賃上げ未実施企業	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置	-4.0		-4.0		-4.0		-4.0	
			-3.0		-3.0		-3.0		-3.0	
			-2.0		-2.0		-2.0		-2.0	

※ JVの取扱い:JVでのペナルティ実績→各構成員に付与。ペナルティ実績持ち企業を構成員に持つJVの評価→会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用。

※ 賃上げ未実施の該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する(賃上げ基準に達していない企業のみ減点対象)

※ 標準項目計が38.5点以上の場合は-4.0点を減点、38.5点未満の場合は-3.0点、19.5点未満の場合は-2.0点を減点する。

◎令和6年度 総合評価落札方式 配点表

【R6. 8. 1以降公告する工事より適用】

○【施工能力評価型】 [舗装]

評価項目	評価基準	Ⅱ型		Ⅰ型①			
		舗装 0.8億円未満		舗装 0.8億円未満		舗装 0.8億円以上	
		配点	満点	配点	満点	配点	満点
過去15年度の同種工事実績 ※1	より同種性の高い工事の実績あり 同種性が認められる工事の実績あり	4.0 0.0	4.0	4.0 0.0	4.0	5.0 0.0	5.0
過去2年度の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上	5.0	5.0	5.0	5.0	6.0	6.0
	82点以上83点未満	4.6		4.6		5.5	
	81点以上82点未満	4.2		4.2		5.0	
	80点以上81点未満	3.8		3.8		4.5	
	79点以上80点未満	3.4		3.4		4.0	
	78点以上79点未満	3.0		3.0		3.5	
	77点以上78点未満	2.6		2.6		3.0	
	76点以上77点未満	2.2		2.2		2.5	
	75点以上76点未満	1.8		1.8		2.0	
	74点以上75点未満	1.4		1.4		1.5	
	73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0	
	72点以上73点未満	0.6		0.6		0.5	
	72点未満 (実績無しは65点の平均点とする)	0.0		0.0		0.0	
過去2年度の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業	局長表彰(同一事業部門限定) 帯広開発建設部長表彰(同一事業部門限定)	2.0 1.0		2.0 1.0		2.0 1.0	
受賞決定日の翌月1日から2年間の国土交通省インフラDX大賞の有無 ※2 【農業部門は対象外】	インフラDX大賞「国土交通大臣賞」(同一事業部門限定) インフラDX大賞「優秀賞」(同一事業部門限定)	2.0 1.0	2.5	2.0 1.0	2.5	2.0 1.0	2.5
過去1年度のi-Con 奨励賞 ※3	北海道開発局i-Con 奨励賞(同一事業部門限定)	0.5		0.5		0.5	
NETIS登録技術の活用 ※4 【農業部門のみ対象】	①関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)ありと②有用な新技術の当該工事への適用が同技術 ①関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)あり ②有用な新技術の当該工事への適用あり なし	1.0 0.5 0.5 0.0	1.0	1.0 0.5 0.5 0.0	1.0	1.0 0.5 0.5 0.0	1.0
登録基幹技能者等の活用 ※5	登録基幹技能者、建設マスター(表彰から10年間加点対象) 技能士(特級、1級、単一等級) なし	1.0 0.5 0.0	1.0	1.0 0.5 0.0	1.0	1.0 0.5 0.0	1.0
ICTの活用 【評価する工事のみ対象】 ※6	ICTを活用する ICTを活用しない	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0
舗装施工管理技術者(日本道路建設業協会認定資格)の配置 ※7	1級×1+2級×0.5の値	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0
技能者の元請比率 ※8	元請比率=(元請の配置予定技能者数+子会社の配置予定技能者数)/全配置予定技能者数	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0
主要機械の元請比率 ※9 【(試行)ICT活用工事は評価対象外】	元請比率=(元請が保有している配置予定主要機械数+子会社が保有している配置予定主要機械数+元請が長期リースしている配置予定主要機械数)/全配置予定主要機械数	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0
小 計		40.2% 40.7%	18.5	39.8% 40.2%	18.5	46.1% 46.6%	20.5
本店の所在地	帯広開発建設部管内に本店あり 上記以外に本店	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0	1.0 0.0	1.0
過去10年度の帯広開発建設部管内での施工実績(同一部門の施工実績)	あり なし	2.0 0.0	2.0	2.0 0.0	2.0	1.0 0.0	1.0
維持工事の施工実績【道路部門のみ対象】	工事区分が「舗装」について、当該工事区間または箇所が年間舗装維持工事の区間内にある場合、その年間舗装維持工事(工事区分「維持」)の施工実績が5年以上	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(帯広開発建設部管内) ※10	活動実績または防災活動や支援体制あり 活動実績または防災活動や支援体制なし	1.0 0.0	1.0	1.0 0.0	1.0	-	
災害活動の実態(協定の締結)	災害協定の締結(当該年度)あり(開発局) 災害協定の締結(当該年度)あり(道、市町村) 災害協定の締結なし	1.0 0.5 0.0	1.0	1.0 0.5 0.0	1.0	-	
小 計	(道路部門)	14.1%	6.5	14.0%	6.5	5.8%	2.5
小 計	(道路部門以外)	13.2%	6.0	13.0%	6.0	4.5%	2.0
過去15年度の同種工事実績 同種性・立場 ※1 【(試行)技術者育成型(若手:緩和)、(若手:緩和+年齢評価)は対象外】	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事 より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事 同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	7.0 3.5 0.0	7.0	3.0 1.5 0.0	3.0	3.0 1.5 0.0	3.0
過去10年度の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人としての成績 (当該工事と同じ工事区分の任意の1工事) 【(試行)技術者育成型(若手:緩和)、(若手:同等評価)、(若手:緩和+年齢評価)は対象外】	83点以上	8.0	8.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	82点以上83点未満	7.3		2.8		2.8	
	81点以上82点未満	6.6		2.6		2.6	
	80点以上81点未満	5.9		2.4		2.4	
	79点以上80点未満	5.2		2.2		2.2	
	78点以上79点未満	4.5		2.0		2.0	
	77点以上78点未満	3.8		1.8		1.8	
	76点以上77点未満	3.1		1.6		1.6	
	75点以上76点未満	2.4		1.4		1.4	
	74点以上75点未満	1.7		1.2		1.2	
	73点以上74点未満	1.0		1.0		1.0	
	72点以上73点未満	0.3		0.8		0.8	
	72点未満 (実績無しは65点の平均点とする)	0.0		0.0		0.0	
過去4年度の北海道開発局長等優良工事表彰の有無 ※11 【(試行)技術者育成型(若手:緩和)、(若手:同等評価)、(若手:緩和+年齢評価)は対象外】	局長表彰(同一事業部門限定) 帯広開発建設部長表彰(同一事業部門限定)	3.0 1.5	3.0	3.0 1.5	3.0	3.0 1.5	3.0
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定あり	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5
若手技術者育成型の年齢評価(公告時) 【(試行)技術者育成型(若手:緩和+年齢評価)のみ対象】	配置予定技術者の年齢が40歳以下 配置予定技術者の年齢が41歳以上45歳以下 配置予定技術者の年齢が46歳以上	2.0 1.0 0.0	2.0	2.0 1.0 0.0	2.0	2.0 1.0 0.0	2.0
施工監理能力の確認(書面) ※12	配置予定技術者の過去の同種工事の実績・経験を踏まえた当該工事での留意事項等	-		10.0 8.0 6.0 4.0 0.0	10.0	10.0 8.0 6.0 4.0 0.0	10.0
小 計		45.7% 48.2%	21.0	46.2% 48.7%	21.5	48.3% 48.9%	21.5
標準項目計	(道路部門)	100%	46.0	100%	46.5	100%	44.5
標準項目計	(道路部門以外)	100%	45.5	100%	46.0	100%	44.0
賃上げを実施する企業に対する加点措置 ※13	賃上げの実施を表明した企業等を評価する。 (対前年度または前年比で、従業員に右記を表明している場合)	3.0 2.0	3.0	3.0 2.0	3.0	3.0 2.0	3.0

※ ・対象外とする評価項目、評価基準、配点表については網掛けすること。

- ・試行工事のうち、本配点表は
 - 1)技術者育成型(若手:緩和)、(若手:同等評価)、(若手:緩和+年齢評価)
 - 2)ICT活用工事
 に適用する。
 - ・II型は、工事難易度Iの2.5億円未満で施工計画を求めて企業の能力を評価する必要がない工事。
 - ・I型①は、工事難易度II以上で監理能力をヒアリングで確認する必要がない工事。施工計画(施工監理能力の確認)を求めて評価する。
 - ・舗装は、I型②に該当する工事があった場合、別途設定する。
- ※1 ・より同種の設定は、工事毎に工事内容により適宜設定すること。(企業、技術者)【「より同種」を判断する工種内容について、入札説明書に記載する】
- ・企業の「より同種」は、共同企業体の場合、代表構成員の同種実績を評価の加点対象とする。
 - ・海外インフラプロジェクト技術者者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。【農業部門は対象外】
 - ・(試行)技術者育成型(若手:緩和)、(若手:緩和+年齢評価)の場合、配置予定技術者の「過去15年度の同種工事実績」、「北海道開発局発注工事の成績」、「北海道開発局長等優良工事表彰」を、(若手:同等評価)の場合、配置予定技術者の「北海道開発局発注工事の成績」、「北海道開発局長等優良工事表彰」を評価対象外とする。
- ※2 ・北海道開発局長等優良工事表彰、i-Con奨励賞及びインフラDX大賞のいずれか高い得点を加点する。(令和4年度インフラDX大賞受賞決定日:令和5年2月28日、令和5年度インフラDX大賞受賞決定日:令和6年1月31日)
- ※3 ・基準日は8月1日。優良工事表彰、i-Con奨励賞及びインフラDX大賞との重複は不可。工事成績優秀企業と重複加点は可能。
- ※4 ・設定可能な工事(配置を評価する作業内容に対して、登録基幹技能者、建設マスター、技能士の3種類の資格で適合する職種がある場合)で原則評価項目とする。
- ・技能者等の活用は、元請け又は一次下請け企業が配置する者で講習修了証、顕彰状等を有する者を評価する。
 - ・主任(監理)技術者が技能者等である場合は評価対象としない。
 - ・技能士(2級、3級)及び現代の名工は加点対象としない。過去に建設マスターに表彰されている場合は、平成27年度から10年間評価の対象とする。
- ※5 ・「ICT活用評価対象工事」の場合のみ評価とする。
- ・全ての施工プロセスの段階において、以下のICT施工技術全て活用する場合に加点する。【3次元起工測量・3次元設計データ作成・ICT建設機械による施工・3次元出来形管理等の施工管理・3次元データの納品】
 - ・【農業部門】では、情報化施工技術の活用(受注者希望型)の場合、競争参加資格確認資料の申請時において、次の①～⑤のいずれかを活用する表明があった場合、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき加点する(1点)。①UAV空中写真測量出来形管理技術 ②TLS出来形管理技術 ③UAVレーザー出来形管理技術 ④地上移動体搭載型LS出来形管理技術 ⑤ICT建設機械施工技術(起工測量、3次元設計データ作成、3次元データ納品は加点対象外、①～⑤以外の出来形管理技術は加点対象外)
- ※6 ・NETIS登録技術の活用は、新技術促進のための評価項目で、有用な新技術を当該工事に適用する場合に評価する。
- ・評価対象技術は、技術区分の工法、材料、機械、製品、システムで推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術、活用促進技術(旧)、設計比較対象技術、少実績優良技術とする。(適用期間が終了している場合は対象外)
 - ・①関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)と②有用な新技術を当該工事へ適用する場合において、①と②で重複加点はしないが、①と②が同技術である場合は重複加点する。
 - ・ICT活用を評価する工事【施工者希望I型】においては、ICT活用の項目で評価対象となり得る技術について、「関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)」および「有用な新技術の活用」では加点対象としない。
 - ・「関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)」および「有用な新技術の活用」において、施工管理能力の確認(書面)に記載した内容については加点対象としない。
- ※7 ・元請と恒常的雇用関係にある技術者で、当該工事に専任配置する場合に限る。また、監理技術者又は主任技術者が資格を有している場合も含む。
- ※8 ・子会社とは元請と連結決算を行っている会社をいい、1次下請に限る。技能者とは、職長、主要機械のオペレータ、レーキマンに限る。
- ※9 ・子会社とは元請と連結決算を行っている会社をいい、1次下請に限る。長期リースとは3年以上の契約とする。
- ・主要機械とはAsフィニッシャ、Coフィニッシャ、マカダムローラ、タイヤローラ、振動ローラ、モーターグレーダ、路面ヒータに限る。
 - ・ICT活用工事で発注する場合は評価しない。
- ※10 ・評価項目は、国、地方自治体または公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動、防災活動、支援体制とする。
- ・災害緊急活動とは、国、地方自治体または公共施設の管理団体が所有または管理している施設または場所に関する活動とし、出動待機、巡回、災害対策用機械の運搬など、直接的に現地の災害活動を伴わないものは対象外とする。なお、公共施設の管理団体とは、地方自治体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業共同組合、NEXCO等とする。また、活動実績が確認できる資料(新聞記事など)若しくは表彰状、感謝・礼状を添付すること。
 - ・防災活動とは、国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動とする。参加証明書等や活動の実施状況(実施年月日を含む)が確認できる写真等を添付すること。
 - ・支援体制とは、本店・支店および営業所の社屋を除き、災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有、または災害対応時に利用可能な資機材の常時保有していることとし、災害活動時にリースするものは対象外とする。保有状況を確認できる資料や施設等の図面、写真等を添付すること。
 - ・維持除雪工事等の本来の工事区間内で、受注者として実施する災害対応については災害活動実績の対象外とする。
 - ・評価対象範囲は、帯広開発建設部管内での活動等とする。
 - ・災害緊急活動、防災活動の評価対象期間は、過去3年度以降から公告開始日時点とする。
 - ・提出する活動内容は、災害緊急活動、防災活動、支援体制のいずれかでよく、重複加点はしない。
- ※11 ・海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。
- ・「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。【農業部門は対象外】
 - ・優良工事表彰の加点において、入札公告時点で参加企業に過去3年以上在籍していない者については加点しない。なお、在籍期間は連続していなければならない。また、資本経営が同じ親会社・子会社間の移籍においても加点しない。
- ※12 ・ICT活用を評価する工事【施工者希望I型】において、施工監理能力の確認(書面)にICT活用に関する項目が記載されていても加点対象としない(ICT活用については別記様式「ICT施工技術の活用(ICT活用工事)」に記載すること)。
- ・「NETIS(新技術活用の原則義務化対象外の工事(農業・営繕部門)」において、施工監理能力の確認(書面)にNETIS活用に関する項目が記載されていても加点対象としない(NETIS活用については別記様式「関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)および有用な技術の活用」に記載すること)。
 - ・【農業部門】での情報化施工技術活用工事において、情報化施工技術を活用する旨の技術提案があった場合は、その提案について評価対象から外す。
- ※13 ・標準項目計が38.5点以上の場合は3.0点を加点、38.5点未満の場合は2.0点を加点する。

【減点の扱い】

減点項目	減点評価項目	評価基準	施工能力評価型		施工能力評価型		施工能力評価型	
			配点	満点	配点	満点	配点	満点
減点項目	直近3ヶ月の措置による減点	指名停止(1ヶ月超)	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5
	直近1ヶ月の措置による減点	指名停止(1ヶ月以下)	-1.5		-1.5		-1.5	
		文書注意	-1.0	-1.5	-1.0	-1.5	-1.0	-1.5
		口頭注意	-0.5	重複無し	-0.5	重複無し	-0.5	重複無し
過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた		-0.5		-0.5		-0.5	
	(低入札であった場合は、下段括弧内の減点適用)		(-1.0)		(-1.0)		(-1.0)	
賃上げ未実施企業	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置		-4.0		-4.0		-4.0	
			-3.0		-3.0		-3.0	

- ※ JVの取扱い：JVでのペナルティ実績→各構成員に付与。ペナルティ実績持ち企業を構成員に持つJVの評価→会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用。
- ※ 賃上げ未実施の該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する(賃上げ基準に達していない企業のみ減点対象)
- ※ 標準項目計が38.5点以上の場合は-4.0点を減点、38.5点未満の場合は-3.0点を減点する。

※・対象外とする評価項目、評価基準、配点表については網掛けすること。

- ・試行工事のうち、本配点表は
 - 1)新技術導入促進(Ⅰ)、(Ⅱ)型
 - 2)ICT活用工事
 に適用する。
 - ・S型は、発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対して、施工上の特定の技術的課題等に関する施工上の工夫等の技術提案を求める工事。
 - ・A型は、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成する工事。更に、AⅠ型は、通常の構造・工法では制約条件満足できない場合、AⅡ型は、有力な構造・工法が複数あり技術提案で最適案を選定する必要がある場合、AⅢ型は、発注者の示す標準案に対して高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合や部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める場合、に大別される。**((試行)新技術導入促進(Ⅰ)型(新技術活用の原則義務化対象外の工事(農業・営繕部門)に適用)、(試行)新技術導入促進(Ⅰ)型・(Ⅱ)型においてA型は対象外)**
 - ・ヒアリングは必要に応じて実施する。
- ※1 ・より同種の設定は、工事毎に工事内容により適宜設定すること。(企業、技術者)【「より同種」を判断する工種内容について、入札説明書に記載する】
- ・ヒアリングの結果により、技術者の同種工事実績の点数にヒアリング係数を乗じる。
 - ・企業の「より同種」は、共同企業体の場合、代表構成員の同種実績を評価の加点対象とする。
 - ・海外インフラプロジェクト技術者者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。**【農業部門は対象外】**
- ※2 ・過去3年度の国土技術開発賞の受賞実績(最優秀賞、優秀賞、特別賞)の評価対象工事は、技術提案評価型(S型)非WTO工事のうち、段階的選抜方式を実施する工事を対象とする。
- ※3 ・北海道開発局長等優良工事表彰、**i-Con奨励賞及びインフラDX大賞**のいずれか高い得点を加点する。(令和4年度インフラDX大賞受賞決定日:令和5年2月28日、令和5年度インフラDX大賞受賞決定日:令和6年1月31日)
- ※4 ・基準日は8月1日、優良工事表彰、**i-Con奨励賞及びインフラDX大賞**との重複は不可。工事成績優秀企業と重複加点は可能。
- ※5 ・NETIS登録技術の活用は、新技術促進のための評価項目で、有用な新技術を当該工事に適用する場合に評価する。
- ・評価対象技術は、技術区分の工法、材料、機械、製品、システムで推奨技術、準推奨技術、評価促進技術、活用促進技術、活用促進技術(旧)、設計比較対象技術、少実績優良技術とする。(適用期間が終了している場合は対象外)
 - ・ICT活用を評価する工事【技術提案評価型】においては、ICT活用の項目で評価対象となり得る技術について、「関連分野での技術開発実績(NETISへの登録)」および「有用な新技術の活用」では加点対象としない。
 - ・「関連分野での技術開発実績 (NETISへの登録)」および「有用な新技術の活用」において、施工管理能力の確認(書面)に記載した内容については加点対象としない。
- ※6 ・設定可能な工事(配置を評価する作業内容に対して、登録基幹技能者、建設マスター、技能士の3種類の資格で適合する職種がある場合)で原則評価項目とする。
- ・技能者等の活用は、元請け又は一次下請け企業が配置する者で講習修了証、顕彰状等を有する者を評価する。主任(監理)技術者が技能者等である場合は評価対象としない。
 - ・技能士(2級、3級)及び現代の名工は加点対象としない。過去に建設マスターに表彰されている場合は、平成27年度から10年間評価の対象とする。
- ※7 ・「ICT活用評価対象工事」の場合のみ評価とする。
- 全ての施工プロセスの段階において、以下のICT施工技術全て活用する場合に加点する。
- 【3次元起工測量・3次元設計データ作成・ICT建設機械による施工・3次元出来形管理等の施工管理・3次元データの納品】
- ・**【農業部門】**では、情報化施工技術の活用(受注者希望型)の場合、競争参加資格確認資料の申請時において、次の①～⑤のいずれかを活用する表明があった場合、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき加点する(1点)。①UAV空中写真測量出来形管理技術 ②TLS出来形管理技術 ③UAVレーザー出来形管理技術 ④地上移動体搭載型LS出来形管理技術 ⑤ICT建設機械施工技術(起工測量、3次元設計データ作成、3次元データ納品は加点対象外、①～⑤以外の出来形管理技術は加点対象外)
- ※8 ・評価項目は、国、地方自治体または公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動、防災活動、支援体制とする。
- ・災害緊急活動とは、国、地方自治体または公共施設の管理団体が所有または管理している施設または場所に関する活動とし、出動待機、巡回、災害対策用機械の運搬など、直接的に現地の災害活動を伴わないものは対象外とする。なお、公共施設の管理団体とは、地方自治体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業共同組合、NEXCO等とする。また、活動実績が確認できる資料(新聞記事など)若しくは表彰状、感謝・礼状を添付すること。
 - ・防災活動とは、国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動とする。参加証明書等や活動の実施状況(実施年月日を含む)が確認できる写真等を添付すること。
 - ・支援体制とは、本店・支店および営業所の社屋を除き、災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有、または災害対応時に利用可能な資機材の常時保有していることとし、災害活動時にリースするものは対象外とする。保有状況を確認できる資料や施設等の図面、写真等を添付すること。
 - ・維持除雪工事等の本来の工事区間内で、受注者として実施する災害対応については災害活動実績の対象外とする。
 - ・評価対象範囲は、帯広開発建設部管内での活動等とする。
 - ・災害緊急活動、防災活動の評価対象期間は、過去3年度以降から公告開始日時点とする。
 - ・提出する活動内容は 災害緊急活動、防災活動、支援体制のいずれかでよく、重複加点はしない。
- ※9 ・一般土木工事及び建築工事のうち、政府調達協定対象工事(WTO工事)において、**法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業について**加点する。また段階選抜方式を活用する場合は段階選抜時に加点対象とする。
- ※10 ・高度なマネジメントの経験(事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務)の評価対象工事は、技術提案評価型(S型)非WTO工事のうち、段階的選抜方式を実施する工事を対象とする。
- ・海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰等と同様に評価する。
 - ・「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。
 - ・優良工事表彰の加点において、入札公告時点で参加企業に過去3年以上在籍していない者については加点しない。なお、在籍期間は連続していなければならない。また、資本経営が同じ親会社・子会社間の移籍においても加点しない。
- ※11 ・S型で求める技術提案は、①総合的なコストの縮減に関する技術提案。②工事目的物の性能、機能向上に関する技術提案。③環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案。④ICT活用等による生産性向上の取組に関する技術提案。の中から1テーマを設定する。
- ・テーマに対する提案数は5項目までとする。(例:6.0×5(項目)=30.0)(1テーマにつきA4版で1~2枚程度とする。)
 - ・(試行)新技術導入促進(Ⅰ)型の場合は、1テーマにNETIS登録技術等の実用段階にある技術を対象に新技術を活用した効率的な施工監理、安全管理等による工事品質の向上等に関する技術提案(別記様式「新技術導入促進(Ⅰ)型での新技術活用提案」)を求める。
 - ①新技術(NETIS登録)の活用が有効かつ具体的である (6点)
 - ②新技術(NETIS未登録)の活用が有効かつ具体的である (3点)
 - ③新技術の活用が有効かつ具体的でない (0点)
 - ・(試行)新技術導入促進(Ⅱ)型の場合は、実用段階に達していない技術、又は要素技術など研究開発段階にある新技術のうち、当該工事において新技術を活用することによって施工監理の効率化もしくは安全性の向上等の観点から有効であり、工事品質の向上等に効果があると考えられる技術提案(別記様式「新技術導入促進(Ⅱ)型での新技術現場実証に関する提案」)を求める。
 - ①提案された新技術の開発が有効かつ具体的である場合 (6点)
 - ②提案された新技術の開発に有効性、具体性が認められない場合 (不可)
 - ・ICT活用を評価する工事【技術提案評価型】において、様式にICTの活用に関する項目が記載されていても加点対象としない。
 - ・**【農業部門】**での情報化施工技術活用工事において、情報化施工技術を活用する旨の技術提案があった場合は、その提案について評価対象から外す。
- ※12 ・配置予定技術者の「監理能力」を確認する必要がある場合に実施する。
- ・ヒアリング対象者は、資格・実績要件を満たす配置予定技術者の内、技術者の評価項目の評価値合計が最低の配置予定技術者とする。
 - ・ヒアリング終了後、ヒアリングによる評価係数を資格・実績要件を満たす配置予定技術者全員の同種工事実績に掛け、その結果、最低の配置予定技術者を評価する。
- ※13 ・配置予定技術者の「技術提案に対する理解度」を確認する必要がある場合に実施する。
- ・ヒアリング対象者は、資格・実績要件を満たす配置予定技術者の内、技術者の評価項目の評価値合計が最低の配置予定技術者とする。
 - ・ヒアリング終了後、ヒアリングによる評価係数を技術提案の評価点に掛ける。
- ※14 ・技術提案評価型は段階選抜後に加点する。

【減点の扱い】

減点評価項目	評価基準
直近3ヶ月の措置による減点	指名停止(1ヶ月超)
直近1ヶ月の措置による減点	指名停止(1ヶ月以下)
	文書注意
	口頭注意
過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた (低入札であった場合は、下段括弧内の減点適用)
買上げ未実施企業	買上げを実施しなかった企業に対する減点措置

技術提案評価型		技術提案評価型		技術提案評価型		技術提案評価型	
配点	満点	配点	満点	配点	満点	配点	満点
-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5	-1.5
-1.5		-1.5		-1.5		-1.5	
-1.0	-1.5	-1.0	-1.5	-1.0	-1.5	-1.0	-1.5
-0.5	重複無し	-0.5	重複無し	-0.5	重複無し	-0.5	重複無し
-0.8		-0.8		-0.8		-0.8	
(-1.5)		(-1.5)		(-1.5)		(-1.5)	
-5.0		-5.0		-5.0		-5.0	

※ JVの取扱い:JVでのペナルティ実績→各構成員に付与。ペナルティ実績持ち企業を構成員に持つJVの評価→会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用。

※ 買上げ未実施の該当企業は、財務省から通知された日から1年間、買上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する(買上げ基準に達していない企業のみ減点対象)

○【地域維持型／年間維持除雪】 [維持(道路部門)]

		評価項目	評価基準	地域維持型	
				配点	満点
標準	企業 (地域要件以外)	過去15年度の同種工事实績 ※1	より同種性の高い工事の実績あり 同種性が認められる工事の実績あり	5.0 0.0	5.0
		過去2年度の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上	6.0	6.0
			82点以上83点未満	5.5	
			81点以上82点未満	5.0	
			80点以上81点未満	4.5	
			79点以上80点未満	4.0	
			78点以上79点未満	3.5	
			77点以上78点未満	3.0	
			76点以上77点未満	2.5	
			75点以上76点未満	2.0	
			74点以上75点未満	1.5	
		73点以上74点未満	1.0		
		72点以上73点未満	0.5		
		72点未満 (実績無しは65点の平均点とする)	0.0		
		過去2年度の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業	局長表彰(同一事業部門限定) 帯広開発建設部長表彰(同一事業部門限定)	2.0 1.0	2.5
受賞決定日の翌月1日から2年間の国土交通省インフラDX大賞の有無 ※2	インフラDX大賞「国土交通大臣賞」(同一事業部門限定) インフラDX大賞「優秀賞」(同一事業部門限定)	2.0 1.0			
過去1年度のi-Con 奨励賞 ※3	北海道開発局i-Con 奨励賞(同一事業部門限定)	0.5			
	工事成績優秀企業	0.5			
	小 計		37.0%	13.5	
準	企業 (地域要件)	本店の所在地	事務所管内に本店あり 帯広開発建設部管内に本店あり 上記以外に本店	1.0 0.5 0.0	1.0
		過去10年度の帯広開発建設部管内での施工実績(同一部門の施工実績)	あり なし	1.0 0.0	1.0
		災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(帯広開発建設部管内) ※4	活動実績または防災活動や支援体制あり 活動実績または防災活動や支援体制なし	1.0 0.0	1.0
		災害活動の実態(協定の締結)	災害協定の締結(当該年度)あり (開発局)	1.0	1.0
			災害協定の締結(当該年度)あり (道、市町村)	0.5	
			災害協定の締結なし	0.0	
	小 計		11.0%	4.0	
目	過去15年度の同種工事实績 同種性・立場 ※1	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事	7.0	7.0	
		より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事	3.5		
		同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0		
	過去10年度の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人としての成績 (当該工事と同じ工事区分の任意の1工事)	83点以上	8.0	8.0	
		82点以上83点未満	7.3		
		81点以上82点未満	6.6		
		80点以上81点未満	5.9		
		79点以上80点未満	5.2		
		78点以上79点未満	4.5		
		77点以上78点未満	3.8		
		76点以上77点未満	3.1		
		75点以上76点未満	2.4		
		74点以上75点未満	1.7		
	73点以上74点未満	1.0			
72点以上73点未満	0.3				
72点未満 (実績無しは65点の平均点とする)	0.0				
過去4年度の北海道開発局長等優良工事表彰の有無 ※5	局長表彰(同一事業部門限定) 帯広開発建設部長表彰(同一事業部門限定)	3.0 1.5	3.0		
CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定あり	1.0	1.0		
	小 計		52.1%	19.0	
技術提案	施工計画 ※6	施工計画が適切に記載されている	可	不可の場合失格	
		施工計画が不適切である	不可		
	施工計画 ※7	施工計画の説明が適切である 施工計画の説明が不適切である	可 不可	不可の場合失格	
ヒアリング	監理能力 ※8	十分な監理能力が確認できる	×1.0	技術者の同種工 事実績の点数に 乗じる	
		一定の監理能力が期待できる 上記以外	×0.5 ×0.0		
	標準項目計		100%	36.5	
	賃上げを実施する企業に対する加点措置	賃上げの実施を表明した企業等を評価する。 (対前年度または前年比で、従業員に右記を表明している場合)	2.0	2.0	

- ※1 ・より同種の設定は、工事毎に工事内容により適宜設定すること。(企業、技術者)【「より同種」を判断する工種内容について、入札説明書に記載する】
 - ・ヒアリングの結果により、技術者の同種工事实績の点数にヒアリング係数を乗じる。
 - ・企業の「より同種」は、共同企業体の場合、代表構成員の同種実績を評価の加点対象とする。
- ・海外インフラプロジェクト技術者者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。
- ※2 ・北海道開発局長等優良工事表彰、i-Con奨励賞及びインフラDX大賞のいずれか高い得点を加点する。(令和4年度インフラDX大賞受賞決定日:令和5年2月28日、令和5年度インフラDX大賞受賞決定日:令和6年1月31日)
- ※3 ・基準日は8月1日。優良工事表彰、i-Con奨励賞及びインフラDX大賞との重複は不可。工事成績優秀企業と重複加点は可能。
- ※4 ・評価項目は、国、地方自治体または公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動、防災活動、支援体制とする。
 - ・災害緊急活動とは、国、地方自治体または公共施設の管理団体が所有または管理している施設または場所に関する活動とし、出動待機、巡回、災害対策用機械の運搬など、直接的に現地の災害活動を伴わないものは対象外とする。なお、公共施設の管理団体とは、地方自治体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業共同組合、NEXCO等とする。また、活動実績が確認できる資料(新聞記事など)若しくは表彰状、感謝・礼状を添付すること。
 - ・防災活動とは、国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動とする。参加証明書等や活動の実施状況(実施年月日を含む)が確認できる写真等を添付すること。
 - ・支援体制とは、本店・支店および営業所の社屋を除き、災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有、または災害対応時に利用可能な資機材の常時保有していることとし、災害活動時にリースするものは対象外とする。保有状況を確認できる資料や施設等の図面、写真等を添付すること。
 - ・維持除雪工事等の本来の工事区間内、受注者として実施する災害対応については災害活動実績の対象外とする。
 - ・評価対象範囲は、帯広開発建設部管内での活動等とする。
 - ・災害緊急活動、防災活動の評価対象期間は、過去3年度以降から公告開始日時点とする。
 - ・提出する活動内容は 災害緊急活動、防災活動、支援体制のいずれかでよく、重複加点はしない。
- ※5 ・海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。
 - ・「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。
 - ・優良工事表彰の加点において、入札公告時点で参加企業に過去3年以上在籍していない者については加点しない。なお、在籍期間は連続していなければならない。また、資本経営が同じ親会社・子会社間の移籍においても加点しない。
- ※6 ・記載が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。また、記載がない場合は不可とする。不可の場合は、失格とする。
- ※7 ・説明が適切であれば可とし、不適切であれば不可とする。不可の場合は、失格とする。
- ※8 ・ヒアリング対象者は、資格・実績要件を満たす配置予定技術者の内、技術者の評価項目の評価値合計が最低の配置予定技術者とする。
 - ・ヒアリング終了後、ヒアリングによる評価係数を資格・実績要件を満たす配置予定技術者全員の同種工事实績に掛け、その結果、最低の配置予定技術者を評価する。

【減点の扱い】

	減点評価項目	評価基準	施工能力評価型	
			配点	満点
減点項目	直近3ヶ月の措置による減点	指名停止(1ヶ月超)	-1.5	-1.5
	直近1ヶ月の措置による減点	指名停止(1ヶ月以下)	-1.5	-1.5 重複無し
		文書注意	-1.0	
		口頭注意	-0.5	
	過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた (低入札であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)	
賃上げ未実施企業	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置	-3.0		

※ JVの取扱い;JVでのペナルティ実績→各構成員に付与。ペナルティ実績持ち企業を構成員に持つJVの評価→会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用。

※ 賃上げ未実施の該当企業は、財務省から通知された日から1年間、賃上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する(賃上げ基準に達していない企業のみ減点対象)

◎令和6年度 総合評価落札方式 配点表

【R6. 8. 1以降公告する工事より適用】

○【(試行)施工計画重視型】

	評価項目	評価基準	I型①		
			テーマ数3		
			配点	満点	
標準項目	過去15年度の同種工事実績 ※1	より同種性の高い工事の実績あり 同種性が認められる工事の実績あり	3.0 0.0	3.0	
	過去2年度の北海道開発局発注の成績の平均	83点以上 82点以上83点未満 81点以上82点未満 80点以上81点未満 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 75点以上76点未満 74点以上75点未満 73点以上74点未満 72点以上73点未満 72点未満 (実績無しは65点の平均点とする)	3.0 2.8 2.6 2.4 2.2 2.0 1.8 1.6 1.4 1.2 1.0 0.8 0.0	3.0	
	過去2年度の北海道開発局長等優良工事表彰及び当該年度の工事成績優秀企業	局長表彰(同一事業部門限定) 帯広開発建設部長表彰(同一事業部門限定)	1.5 1.0	2.0	
	受賞決定日の翌月1日から2年間の国土交通省インフラDX大賞の有無 ※2 【農業部門は対象外】	インフラDX大賞「国土交通大臣賞」(同一事業部門限定) インフラDX大賞「優秀賞」(同一事業部門限定)	1.5 1.0		
	過去1年度のi-Con 奨励賞 ※3	北海道開発局i-Con 奨励賞(同一事業部門限定) 工事成績優秀企業	0.5 0.5		
	登録基幹技能者等の活用 ※4	登録基幹技能者、建設マスター(表彰から10年間加点对象) 技能士(特級、1級、単一等級) なし	1.0 0.5 0.0	1.0	
	ICTの活用 【評価する工事のみ対象】 ※5	ICTを活用する ICTを活用しない	2.0 0.0	2.0	
	小計		25.6% 25.0% 25.9% 25.3%	11.0	
	本店の所在地 ※6	事務所管内に本店あり 帯広開発建設部管内に本店あり 上記以外に本店	- 1.0 0.0	1.0 (地域要件が「管内本店」の場合、配点無し)	
	過去10年度の帯広開発建設部管内での施工実績(同一部門の施工実績)	あり なし	1.0 0.0	1.0	
	維持工事の施工実績【道路部門のみ対象】	工事区分が「一般土木」について、当該工事区間または箇所が年間維持除雪工事の区間内にある場合、その年間維持除雪工事(工事区分「維持」)の施工実績が5年以上	0.5	0.5	
	災害活動の実態等(活動実績または防災活動や支援体制)(帯広開発建設部管内) ※7	活動実績または防災活動や支援体制あり 活動実績または防災活動や支援体制なし	1.0 0.0	1.0	
	災害活動の実態(協定の締結)	災害協定の締結(当該年度)あり(開発局) 災害協定の締結(当該年度)あり(道、市町村) 災害協定の締結なし	1.0 0.5 0.0	1.0	
	ワーク・ライフ・バランス ※8	WLB認定を受けている WLB認定を受けていない	0.5 0.0	0.5	
	小計	(道路部門)	9.3%	4.0	
	小計	(道路部門以外)	11.4% 8.2%	5.0 3.5	
	小計		10.3%	4.5	
	配置予定技術者	過去15年度の同種工事実績 同種性・立場 ※1 【(試行)技術者育成型(若手:緩和)、(若手:緩和と年齢評価)は対象外】	より同種性の高い工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事 より同種性の高い工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人として従事 同種性が認められる工事において、監理技術者補佐又は担当技術者として従事	2.0 1.0 0.0	2.0
		過去10年度の北海道開発局発注工事の監理(主任)技術者、特例監理技術者又は現場代理人としての成績(当該工事と同じ工事区分の任意の1工事) 【(試行)技術者育成型(若手:緩和)、(若手:同等評価)、(若手:緩和と年齢評価)は対象外】	83点以上 82点以上83点未満 81点以上82点未満 80点以上81点未満 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 75点以上76点未満 74点以上75点未満 73点以上74点未満 72点以上73点未満 72点未満 (実績無しは65点の平均点とする)	3.0 2.8 2.6 2.4 2.2 2.0 1.8 1.6 1.4 1.2 1.0 0.8 0.0	3.0
		過去4年度の北海道開発局長等優良工事表彰の有無 ※9 【(試行)技術者育成型(若手:緩和)、(若手:同等評価)、(若手:緩和と年齢評価)は対象外】	局長表彰(同一事業部門限定) 帯広開発建設部長表彰(同一事業部門限定)	2.5 1.5	2.5
CPDへの取組		指定団体の一定数以上の認定あり	0.5	0.5	
施工監理能力の確認(書面) ※10		配置予定技術者の過去の同種工事の実績・経験を踏まえた当該工事での留意事項等	20.0 15.0 10.0 - 5.0 0.0	20.0 14.0 12.0 8.0 6.0 0.0	
小計			65.1% 63.6% 65.9% 64.4%	28.0	
標準項目計		(道路部門)	100%	43.0	
標準項目計		(道路部門以外)	100%	44.0	
標準項目計			100%	42.5	
標準項目計			100%	43.5	
賃上げを実施する企業に対する加点措置 ※11	賃上げの実施を表明した企業等を評価する。(対前年度または前年比で、従業員に右記を表明している場合)	3.0 2.0	3.0 2.0		

※ **対象外とする評価項目、評価基準、配点表については網掛けすること。**

- ・試行工事のうち、本配点表は
 - 1) 施工計画重視型
 - 2) 施工計画重視型・技術者育成型(若手:緩和)、(若手:同等評価)、(若手:緩和+年齢評価)
 - 3) 施工計画重視型・ICT活用工事
 に適用する。
 - ・施工計画重視型は、現場に適した施工計画を評価し、品質を向上させるという観点から、従来の施工能力評価型(I型①)の施工監理能力配点を更に重視することとした試行工事。工事区分は、「一般土木」を基本とし、対象等級は、A等級、AB等級、B等級の工事の中から抽出する。
- ※1 ・より同種の設定は、工事毎に工事内容により適宜設定すること。(企業、技術者)【「より同種」を判断する工種内容について、入札説明書に記載する】
- ・企業の「より同種」は、共同企業体の場合、代表構成員の同種実績を評価の加点対象とする。
 - ・海外インフラプロジェクト技術者者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に企業の「同種工事」又は「より同種工事」の実績として評価対象とする。【農業部門は対象外】
 - ・(試行)技術者育成型(若手:緩和)、(若手:緩和+年齢評価)の場合、配置予定技術者の「過去15年度の同種工事実績」、「北海道開発局発注工事の成績」、「北海道開発局長等優良工事表彰」を、(若手:同等評価)の場合、配置予定技術者の「北海道開発局発注工事の成績」、「北海道開発局長等優良工事表彰」を評価対象外とする。
- ※2 ・北海道開発局長等優良工事表彰、i-Con奨励賞及びインフラDX大賞のいずれか高い得点を加点する。(令和4年度インフラDX大賞受賞決定日:令和5年2月28日、令和5年度インフラDX大賞受賞決定日:令和6年1月31日)
- ※3 ・基準日は8月1日。優良工事表彰、i-Con奨励賞及びインフラDX大賞との重複は不可。工事成績優秀企業と重複加点は可能。
- ※4 ・設定可能な工事(配置を評価する作業内容に対して、登録基幹技能者、建設マスター、技能士の3種類の資格で適合する職種がある場合)で原則評価項目とする。
- ・技能者等の活用は、元請け又は一次下請け企業が配置する者で講習修了証、顕彰状等を有する者を評価する。
 - ・主任(監理)技術者が技能者等である場合は評価対象としない。
 - ・技能士(2級、3級)及び現代の名工は加点対象としない。過去に建設マスターに表彰されている場合は、平成27年度から10年間評価の対象とする。
- ※5 ・「ICT活用評価対象工事」の場合のみ評価とする。
- ・全ての施工プロセスの段階において、以下のICT施工技術全て活用する場合に加点する。
【3次元起工測量・3次元設計データ作成・ICT建設機械による施工・3次元出来形管理等の施工管理・3次元データの納品】
 - ・【農業部門】では、情報化施工技術の活用(受注者希望型)の場合、競争参加資格確認資料の申請時において、次の①～⑤のいずれかを活用する表明があった場合、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき加点する(1点)。
①UAV空中写真測量出来形管理技術 ②TLS出来形管理技術 ③UAVレーザー出来形管理技術 ④地上移動体搭載型LS出来形管理技術 ⑤ICT建設機械施工技術(起工測量、3次元設計データ作成、3次元データ納品は加点対象外、①～⑤以外の出来形管理技術は加点対象外)
- ※6 ・地域要件が「管内本店」の場合、本店の所在地に関する配点はしない。
- ※7 ・評価項目は、国、地方自治体または公共施設の管理団体の要請による災害緊急活動、防災活動、支援体制とする。
- ・災害緊急活動とは、国、地方自治体または公共施設の管理団体が所有または管理している施設または場所に関する活動とし、出動待機、巡回、災害対策用機械の運搬など、直接的に現地の災害活動を伴わないものは対象外とする。なお、公共施設の管理団体とは、地方自治体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業共同組合、NEXCO等とする。また、活動実績が確認できる資料(新聞記事など)若しくは表彰状、感謝・礼状を添付すること。
 - ・防災活動とは、国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動とする。参加証明書等や活動の実施状況(実施年月日を含む)が確認できる写真等を添付すること。
 - ・支援体制とは、本店・支店および営業所の社屋を除き、災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有、または災害対応時に利用可能な資機材の常時保有していることとし、災害活動時にリリースするものは対象外とする。保有状況を確認できる資料や施設等の図面、写真等を添付すること。
 - ・維持除雪工事等の本来の工事区間内、受注者として実施する災害対応については災害活動実績の対象外とする。
 - ・評価対象範囲は、帯広開発建設部管内での活動等とする。
 - ・災害緊急活動、防災活動の評価対象期間は、過去3年度以降から公告開始日時点とする。
 - ・提出する活動内容は、災害緊急活動、防災活動、支援体制のいずれかでよく、重複加点はしない。
- ※8 ・一般土木工事のうち、A等級で発注する工事において法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業について加点する。
- ※9 ・海外認定、表彰制度により表彰された海外実績は、北海道開発局の優良工事表彰と同様に評価する。
「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞」については局長表彰相当、「海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞」については部長表彰相当とする。【農業部門は対象外】
- ・優良工事表彰の加点において、入札公告時点で参加企業に過去3年以上在籍していない者については加点しない。なお、在籍期間は連続していなければならない。また、資本経営が同じ親会社・子会社間の移籍においても加点しない。
- ※10 ・ICT活用を評価する工事【施工者希望I型】において、施工監理能力の確認(書面)にICT活用に関する項目が記載されていても加点対象としない(ICT活用については別記様式「ICT施工技術の活用(ICT活用工事)」に記載すること)。
- ・【農業部門】での情報化施工技術活用工事において、情報化施工技術を活用する旨の技術提案があった場合は、その提案について評価対象から外す。
 - ・評価、配点についてはテーマ毎に10点、5点、5点若しくは8点、6点、6点のいずれかにより評価する。
- ※11 ・標準項目計が38.5点以上の場合には3.0点を加点、38.5点未満の場合には2.0点を加点する。

【減点の扱い】

減点項目	減点評価項目	評価基準	技術提案評価型	
			配点	満点
減点項目	直近3ヶ月の措置による減点	指名停止(1ヶ月超)	-1.5	-1.5
	直近1ヶ月の措置による減点	指名停止(1ヶ月以下)	-1.5	-1.5 重複無し
		文書注意	-1.0	
		口頭注意	-0.5	
過去6ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた (低入札であった場合は、下段括弧内の減点適用)	-0.5 (-1.0)		
質上げ未実施企業	質上げを実施しなかった企業に対する減点措置	-4.0 -3.0		

※ JVの取扱い：JVでのペナルティ実績→各構成員に付与。ペナルティ実績持ち企業を構成員に持つJVの評価→会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用。

※ 質上げ未実施の該当企業は、財務省から通知された日から1年間、質上げ加算点よりも1点大きな配点で減点する(質上げ基準に達していない企業のみ減点対象)

※ 標準項目計が38.5点以上の場合には-4.0点を減点、38.5点未満の場合には-3.0点を減点する。